

平成17年（行ウ）第157号、第184号乃至第191号 国籍確認請求事件

2006年1月17日

原告準備書面5

原告

外8名

被告 国

東京地方裁判所 民事第38部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 張 學 鍊

弁護士 金 竜 介

弁護士 西 田 美 樹

弁護士 濱 野 泰 嘉

弁護士 細 田 は づ き

弁護士 山 口 元 一

言己

第1 国籍立法に関する憲法14条1項の合憲性判定基準について

- 1 憲法10条は「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定する。これは、国民は国家の重要な構成要素であることから、法律を以て定めるべきこと

を特に言及したものである。憲法 4 1 条に加え 1 0 条が存在することで、国籍立法について特に立法府への広範な裁量権を与えたものではない。

2 (1) 被告は、平成 1 4 年最高裁判決の「憲法 1 4 条に違反するかどうかは、その区別が合理的な根拠に基づくものということができるかどうかによって判断すべきである」との判示を引用しつつ、国籍立法に関する立法裁量が広範なものであると主張する。しかしながら、上記の引用から明らかなとおり、平成 1 4 年最高裁判決は国籍立法が憲法 1 4 条違反に適合するか否かの合憲性判定基準についていわゆる合理性の基準に依拠することを明言しているのであり、平等原則の適用に関し国籍立法が他の立法と比べて特段に広範な立法裁量を認められている、との判示は存在しない。

(2) また被告は、「国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは、それぞれの国の歴史的事情、伝統、環境等の要因によって左右されるところが大きい」云々との判示を以て平成 1 4 年最高裁判決が国籍立法についての広範な立法裁量を認めたものと主張するもののようにも解される。しかしながら、今日の複雑化した社会の中で須く立法行為には程度の差こそあれ同様の考慮が必要とされるのであり、国籍立法のみが特殊な事情の下にあるわけではない。上記判示部分は、国民の範囲をどのように定めるかは国家の根幹に関わる重要な事項ではあるが多様な事情を考慮する必要があるので憲法ではなく法律にその定めを委任したことを示唆するものであり、被告の主張は最高裁判決の理解を誤ったものである。

3 平成 1 4 年最高裁判決は、国籍立法の合憲性判定基準について前記引用の通り「その区別が合理的な根拠に基づくものということができるかどうかによって判断すべきである」と述べ、また法 2 条 1 号の合憲性の判断においても「法 2 条 1 号が、…合理的根拠があるというべきである。」と判示している。他方、被告が主張するような「国籍立法に関する裁量は極めて広範である」とか「憲法 1 4 条 1 項違反の問題を生じうる場合は極めて限定される」といった判示若しくはこのような理解を伺わせる判示は全く見当たらないのであり、被告の主張が平成 1 4 年最高裁判決の採用するところではないことは明らかである。

4 むしろ、国籍立法に関する立法裁量は少なくとも憲法 1 4 条 1 項との関係では他の立法よりも限定的であって平等原則がより厳格に適用されるべき、との考え方も成り立ちうると解する。

すなわち、国家において国民は単に構成要素の一つというに留まらず、民主主義国においては国家の意思を形成し国家の主権の担い手となるものであって、極めて重要な構成要素である。このような「国民」の範囲を、国家の一機関である（国民の一部を代弁するに留まる）立法府が決定することは純理論的には矛盾があるとも言いうるが、これを憲法において一律に決定することの困難さから、憲法が特に立法府にその決定を委任したものと理解できる。さらに、国籍を有しない者は国籍立法の過程に参加する制度的機会を有しないことをも考慮するならば、いかなる者に日本国籍を認め、いかなる者に認めないかの基準形成について立法府に自由な決定権限がある、というのは明らかな背理である。平成14年最高裁判決において梶谷玄、滝井繁男両裁判官が指摘するように、「国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つもの」であるのみならず、現実社会の中において日本国籍を有するか否かがその生活環境を決定的に左右する（例えば住居の確保、就労などあらゆる場面で差別が存在する）ことを考えれば、国籍立法に関する憲法14条1項違反の判断基準は他の立法に比べより厳格であるべきとすら言えるのである。

- 5 以上より、国籍立法について広範な立法裁量があり、憲法14条1項違反は極めて例外的な場合である、とする被告の主張が失当であることは明らかである。

第2 法3条1項で「日本国民の家族関係への包摂」を要求することが国籍法の解釈として整合性を有しないこと

- 1 被告は、本訴訟において、法3条1項の立法趣旨について、「日本人父の準正子は、父母の婚姻及びその認知によって嫡出子たる身分を取得することにより、通常は、日本国民の家族関係に包摂されるから、その者の意思により簡易に日本国籍を付与することが実質上適当である。」と主張する（答弁書15頁）。この「日本国民の家族関係への包摂」について、甲2号証「法務省民事局内・法務研究会編 改正国籍法・戸籍法の解説」は、「元来、血統主義が立法政策として合理性を有する所以は、自国民の子は、通常自国民の家族に包摂されることによって、実質上自国民の社会の構成員になるので、自国の構成員とするのに適当であるとの価値評価が可能だからである。」（8頁）としており、単に法3条1項の内容であるのみならず、法2条1号も含め国籍法が依拠し採用する「血統主義」

そのものの内容である、としている。

そしてここでいう「包摂」とは、具体的には「日本人家族との生活の同一性・生活の一体化」を指すものとされ（この点、被告も答弁書において「親と生活関係を同一にする未成年の嫡出子は、親と同一の国籍であることが望ましく」と述べており（15頁）、同じ立場であると理解される）、さらに具体的に言えば「同居し扶養を受ける生活状態」を意味するものであると解される（原告準備書面1・5頁乃至7頁）。

- 2 しかしながら、法2条1号は生来的国籍取得の要件として日本国民の家族関係への包摂ない日本人家族との生活の同一性・生活の一体化を要求していない。このことは条文上明らかであり、また同規定により日本人父から胎児認知された非嫡出子の生来的国籍取得が認められることから見ても解釈上も争いがない。さらに平成14年最高裁判決も、法2条1号の生来的国籍取得の規定について、「子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものである。」と判示し、法2条1号による生来的国籍取得の根拠を法律上の親子関係に求めている。

このように、法2条1号が生来的国籍取得の実質的要件として「日本国民の家族関係への包摂」を要求していないことは明らかである。したがって、法が採用し依拠する血統主義は「日本国民の家族関係への包摂」を要求している、との被告の主張（と同旨と解される甲2号証「法務省民事局内・法務研究会編 改正国籍法・戸籍法の解説」の主張）は、2条1号の解釈において既に破綻しているのである。

- 3 (1) それでは、法2条1号においては「日本国民の家族関係への包摂」は要求しないが、法3条1項においてはこれを要求している、との解釈は可能であろうか。被告は本訴訟において法2条1号の解釈について何ら言及していないので、かような立場に立つものと解する余地もある。しかしながら、法2条1号で「日本国民の家族関係への包摂」を要求しないのに法3条1項においてこれを要求することに何ら合理的根拠は存在しない。
- (2) 被告は、法3条1項を「血統主義を補完する規定である」と位置付ける（答弁書13頁）。この「血統主義の補完」の意味するところについて、被告第1準備書面では、「日本人父の準正子については、父母の婚姻が子の出生の後であると

いう点で法2条1、2号により日本国籍を取得する嫡出子と異なるにすぎず、血統主義の補完という観点から客観的・類型的に国籍取得にふさわしい結び付きが認められる」（5頁）としている。その趣旨は、法2条1号によって国籍を取得するケースと比較して僅かな差異しかないケースについて法2条1号が想定する条件を事後的に充足した場合に国籍取得を認める、という点で「血統主義の補完」とするものと解される。

しかしながら、かような解釈は嫡出子に限って生来的国籍取得を認める、という制度を前提として成り立ちうるものである。法2条1号による生来的国籍取得の要件は前述の通り「出生時における日本人親との法律上の親子関係の存在」だけであって両親の婚姻は要件ではないのであるから、かかる法2条1号を補完するものとして合理性を有するのは、出生の後に日本人親との法律上の親子関係が成立した場合に国籍を付与する、という制度である。法2条1号が要求していない「嫡出性」を法3条1項が要求することは法2条1号の規定の補完としては何ら合理性を有しないものといわざるを得ない。

- (3) あるいは被告は、法3条1項は「血統主義の補完」規定であるからこそ、法2条1号では要求されていない「嫡出性」要件を加重して要求することが是認される、と主張するものかも知れない。

しかしながら、仮に「補完規定」であるとしてもその故にどのように要件を加重してもよいということにはならないのであり、要件加重による差別的取扱いに合理的理由がなければ憲法14条1項違反となるのである。そして法3条1項において法2条1号で要求されていない「嫡出性」を要件として加重することには、何ら合理的な根拠はないといわざるを得ない。被告は要件加重の理由として、前述した「日本国民の家族関係への包摂」言い換えれば「日本国民を含む家族との生活の同一性・生活の一体化」を挙げるが、法2条1号で要求されていないこの要素を何故に法3条1項で要求するのか、何故にこの要件が必要でありかつ許容されるのか、について何ら合理的理由を示していない。

- 4 以上の通り、法3条1項が両親の婚姻を要件とすること、すなわち嫡出性を要件とすることについては、何ら合理的な根拠がないものと言わざるを得ない。したがって、両親の婚姻の有無・嫡出性の成否によって国籍取得届の可否について差別する法3条1項はその差別的取扱いに何ら合理的理由を有しないのであり、

違憲であると言わざるを得ない。

第3 偽認知論について

- 1 認知による国籍取得を認めることについては、虚偽の認知を誘発する虞があるので妥当でないとの反論があり得る。しかし、以下に述べるとおり理由がない。
- 2 まず、虚偽の認知は生物学的な親子関係を前提としないものであるから、当然に無効であるだけでなく、抑止すべき違法行為あるいは犯罪行為であることに疑いはない。
- 3 次に、虚偽の認知による日本国籍の取得の防止をすべきであるからといって、真実の認知についてまで国籍取得から排除するのは、明らかに本末転倒である。かような行為は認知制度が生物学的な親子関係を確認することなく認知を受理する制度を前提とする以上、発生することを完全には防止し得ない病理現象であって、同様の病理現象は、なにも虚偽の出生後認知に限らず、偽胎児認知、偽装結婚、親を偽った出生届、他人への成りすましなど、さまざまな形態が考えられ、事実相当数発生しているのが現状であるにもかかわらず、同様の措置がとられているわけではないことから、被告の主張が一貫性を欠くものであることが看取される。
- 4 さらに、虚偽の認知をした場合、それを一応有効として取り扱った場合には、認知者と被認知者との間で親子関係が一応設定されるため、認知者においては扶養義務が発生するなど、相応の負担も覚悟しなければならないし、戸籍簿に虚偽の事実を登載することである以上、公正証書原本等不実記載罪などの犯罪に問擬されることを覚悟しなければならないのであって、認知者において何らの心理的・物理的障害なくなしうるものでもない。
- 5 以上のように、被告国の主張は、些細な病理現象の発生を過大に評価し、反対に平等の確保という憲法的価値を過小に評価したものであって、理由とはならないことが明らかである。

以 上